

太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 18 号

太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

太子町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた太子町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の太子町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。